

- アンケート実施期間：令和3年9月15日～10月14日（開催中止となった説明会資料に同封して送付）
- 対象：佐川町加茂地区全戸（452世帯）
- 回答数：4通
- ご意見等の内容

①長竹川の増水対策に関するご意見等：2通（9件）

意見等の要旨	意見等に対する回答
①施工方法について、護岸をコンクリート等で固めるだけでなく、今いる水生生物や水辺に住む生物が変わりなく生息できるように自然環境に配慮がなされた工法であってほしいと思う。	○河川工事を実施する際には、河川内の動植物への影響の回避・低減に寄与するような工法などを検討してまいります。
②川の西より東側が耕作されていない土地が多いので、東側にずらした計画をもう少し考えられないか。	○川の法線を検討する際に現況より西側へずらす案、東側へずらす案など複数検討しましたが、洪水時に長竹川がより安全に流れることを考慮した結果、現況より西側にずらす案が最も最適であったことから現案を皆様にお示ししております。
③川の堤防の上は道路になるのか。	○堤防の上は管理用道路とする計画を検討中です。
④ハウスの重油タンク等の移転費用は補償されるのか。	○河川の法線が確定した後に用地買収面積及び移転対象物件などをとりまとめていく予定です。ビニールハウス等が支障となる場合は、移転補償費等について積算する予定です。
⑤所有するハウスの横が堤防だが、今回の河川改修によって氾濫の恐れはなくなるのか。	○長竹川増水対策は近年に発生した主要な洪水を概ね安全に流下させることができるように計画していますが、氾濫の恐れがなくなるわけではありません。
⑥田畑を提供する場合、代替地の斡旋はしてもらえるのか。	○代替地の斡旋は出来ません。河川改修に必要となる土地は、金銭補償となります。
⑦川の堰はどうなるのか。	○川にある堰は氾濫の発生要因となることが多く、堰の集約や固定堰の改築などが課題となっています。このため今回は川の堰を残す場合は原則可動堰にするように想定しています。また復旧する堰の数、位置等は佐川町に協力いただき、今後地元の皆様ともお話ししながら調整していく予定です。
⑧区間C、D（竹ノ倉川合流点から上流）の整備はどのような計画となっているのか。	○区間C、Dについては現在概略設計中です。令和4年度末までに護岸等の詳細設計を実施する予定としています。
⑨工事中の仮設堤防の設置計画などはあるのか。	○本工事を含め仮設工事等の詳細は川の法線を決定後、検討していく予定です。

②施設整備全般に関するご意見等：1通（6件）

意見等の要旨	意見等に対する回答
<p>①県が実施した進入道路のボーリング調査以降、防災調整池を計画している谷川が雨のたびに土砂の流入が有り、川底が埋まった。</p>	<p>○進入道路のボーリングの実施に際しては、周辺の谷水に影響を及ぼさないよう、掘削に使用した水は、可能な限り循環利用し、排出する場合でも谷川から離れた地面に浸透させるとともに、谷水の濁りの状況も確認しながら、十分配慮を行って調査を実施しており、この調査による谷川への土砂の流入はなかったと認識しています。</p>
<p>②土砂の流入で川にカニが見えなくなった。生物調査はしっかりと実施しているのか。</p>	<p>○処分場の整備にあたり、河川や谷川などの改変工事を行う予定はありません。また、処分場の処理水を河川等に一切放流しないことから、長竹川等への直接的な影響はないと判断し、今回の環境影響評価では、カニなどの底生生物や魚類の調査は実施していません。</p> <p>○なお、今回実施した処分場の整備に係る生物調査では、専門家の意見をお聞きしながら調査を行っており、その結果についても妥当との判断をいただいています。</p>
<p>③過去の住民説明会資料には、川の有る所には施設を作らないと記載していたが、調整池に貯めた水をどこに流すのか。町民全員が知っておかないとおかしいので、町の広報などで知らせてほしい。</p>	<p>○ご指摘のありました「川の有る所に作らない」という点につきましては、正確には、候補地選定を行う際、土砂災害などを防止するための防災上の観点から対象地内に「常時水流のある谷（幅約1.5m以上）」が一部でもある箇所を除外すると定めた選定基準です。</p> <p>○佐川町加茂の建設予定地は平坦地であり、常時水流のある谷はありません。</p> <p>○「防災調整池」は施設の東側に設置し、防災調整池からの水の放流先は、施設の東側の谷を予定しています。なお、谷川に流す水の量は、現在、大雨の際に谷川に流れている量を超えないよう、水量を調整して流します。</p> <p>○なお、工事着手後には、（公財）エコサイクル高知のホームページや工事だよりにより、定期的に工事の進捗状況をお知らせする予定です。</p>
<p>④井戸水に不安があれば宅地まで税金で県や町が上水道を引き込んでくれるという話。このことについても佐川町民、下流の日高村、みんなに知らせてほしい。</p>	<p>○新たな処分場は、現行施設（エコサイクルセンター）と同様に、埋立地の底面部及び壁面（法面）部に国の基準を上回る遮水構造を施すとともに、人工散水により発生する浸出水は水処理施設で処理した後、河川等には放流せず、循環再利用するため、周辺の河川や地下水に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>○一方、上水道の整備につきましては、施設の安全性は理解しても、なおもって心配や不安を抱かれる地元住民の皆様のお気持ちに配慮し、安心して暮らしていただけるよう行うものです。（対象範囲は、水質調査等を踏まえ、長竹、横山、竹ノ倉としています。）</p> <p>○なお、上記事業の内容につきましては、令和2年7月30日から県環境対策課のホームページで広くお知らせしております。</p>

意見等の要旨	意見等に対する回答
<p>⑤上流で処分場の施設整備をして土砂を流し、下流で増水対策として河川改修をするのはおかしな話ではないか。</p>	<p>○施設の工事に伴う濁水については、防災調整池や沈砂池を整備し、できる限り下流域に流れないようにいたします。</p>
<p>⑥日高村のエコサイクルセンターを2回見せてもらいましたが、窓が半開状態で、ほこりが施設の鉄骨に積もっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐川町では密閉型の窓のない施設を作ってほしい。 ・将来の子どもたちは、保育園、小学校、中学校、高校、何年間ちりやほこりを吸って育っていくのか。 ・作業員の方が袋を開けると重機のフィルターが詰まりたびたびエンジンが止まると話をしていた。 ・令和元年にエコサイクルセンターを見学したときに、天井にファンが有った様だが、令和2年にはファンが回っていなかった。 	<p>○エコサイクルセンターは、埋立地を被覆施設（屋根）で覆うことにより、粉じん等による周辺環境への影響を及ぼさない構造となっており、施設の内部には一定の粉じんが堆積してしまいます。</p> <p>○また、窓の設置については、消防法や建築基準法の規定により、一定数の窓を設ける義務付けがあります。新たな施設では、エコサイクルセンターと同様に、被覆施設を設置し、周辺環境への影響を及ぼさない構造とし、敷地境界で粉じん等の環境監視を行い、周辺への影響がないことを継続的に確認します。</p> <p>○また、その結果については（公財）エコサイクル高知のホームページで情報公開します。</p> <p>○なお、施設見学の際には、見学者の皆様には説明者の声が十分に聞き取れるよう、一時的にファンを停止しております。</p>

③環境保全協定に関するご意見等：1通

環境保全協定に関するご意見に対する回答につきましては、令和3年12月19日に開催予定の住民説明会において、ご意見を踏まえた環境保全協定書の最終案とともにご説明させていただきます。